

## 全体貸借対照表

令和2年3月31日 現在

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	106,971,061	固定負債	56,062,372
有形固定資産	96,923,716	地方債等	43,192,834
事業用資産	32,187,269	長期未払金	0
土地	10,432,036	退職手当引当金	1,820,407
立木竹	43,386	損失補償等引当金	0
建物	57,901,549	その他	11,049,131
建物減価償却累計額	△ 37,001,671	流動負債	5,344,140
工作物	1,609,997	1年内償還予定地方債等	4,078,381
工作物減価償却累計額	△ 827,581	未払金	261,482
船舶	0	未払費用	0
船舶減価償却累計額	0	前受金	3,826
浮標等	0	前受収益	0
浮標等減価償却累計額	0	賞与等引当金	309,953
航空機	0	預り金	416,297
航空機減価償却累計額	0	その他	274,201
その他	0	負債合計	61,406,512
その他減価償却累計額	0	【純資産の部】	
建設仮勘定	29,553	固定資産等形成分	107,423,489
インフラ資産	62,330,198	余剰分(不足分)	△ 58,110,563
土地	4,570,501	他団体出資等分	0
建物	3,678,305		
建物減価償却累計額	△ 1,068,318		
工作物	112,412,470		
工作物減価償却累計額	△ 57,762,415		
その他	2,830		
その他減価償却累計額	0		
建設仮勘定	496,825		
物品	6,913,345		
物品減価償却累計額	△ 4,507,096		
無形固定資産	2,184,789		
ソフトウェア	0		
その他	2,184,789		
投資その他の資産	7,862,556		
投資及び出資金	3,647,199		
有価証券	47,075		
出資金	3,600,124		
その他	0		
長期延滞債権	936,523		
長期貸付金	0		
基金	3,035,051		
減債基金	0		
その他	3,035,051		
その他	348,330		
徴収不能引当金	△ 104,547		
流動資産	3,748,377		
現金預金	2,659,051		
未収金	480,101		
短期貸付金	0		
基金	630,566		
財政調整基金	480,462		
減債基金	150,104		
棚卸資産	0		
その他	10,050		
徴収不能引当金	△ 31,391		
繰延資産	0		
資産合計	110,719,438	純資産合計	49,312,926
		負債及び純資産合計	110,719,438

## 全体行政コスト計算書

自 平成31年4月1日  
至 令和2年3月31日

(単位:千円)

科目	金額
経常費用	39,440,342
業務費用	16,881,989
人件費	4,172,509
職員給与費	3,390,935
賞与等引当金繰入額	302,649
退職手当引当金繰入額	0
その他	478,925
物件費等	11,742,062
物件費	5,554,647
維持補修費	1,310,397
減価償却費	4,093,562
その他	783,456
その他の業務費用	967,418
支払利息	407,661
徴収不能引当金繰入額	238,008
その他	321,749
移転費用	22,558,353
補助金等	17,702,705
社会保障給付	4,841,911
その他	13,737
経常収益	3,474,527
使用料及び手数料	2,443,186
その他	1,031,341
純経常行政コスト	△ 35,965,815
臨時損失	18,247
災害復旧事業費	12,771
資産除売却損	0
損失補償等引当金繰入額	0
その他	5,476
臨時利益	124,782
資産売却益	336
その他	124,446
純行政コスト	△ 35,859,280

## 全体純資産変動計算書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

(単位:千円)

科目	合計	固定資産等形成分		
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	49,511,139	109,437,191	△ 59,926,052	
純行政コスト(△)	35,859,280		35,859,280	
財源	35,624,037		35,624,037	
税込等	22,147,793		22,147,793	
国県等補助金	13,476,244		13,476,244	
本年度差額	△ 235,243		△ 235,243	
固定資産等の変動(内部変動)		△ 1,905,705	1,905,705	
有形固定資産等の増加		2,340,924	△ 2,340,924	
有形固定資産等の減少		△ 4,093,785	4,093,785	
貸付金・基金等の増加		784,196	△ 784,196	
貸付金・基金等の減少		△ 937,040	937,040	
資産評価差額	10	10		
無償所管換等	10,304	10,304		
他団体出資等分の増加	0			
他団体出資等分の減少	0			
その他	26,716	59,827	△ 33,111	
本年度純資産変動額	△ 198,213	△ 1,835,564	1,637,351	
本年度末純資産残高	49,312,926	107,601,627	△ 58,288,701	

## 全体資金収支計算書

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

(単位:千円)

科目	金額
<b>【業務活動収支】</b>	
業務支出	35,306,102
業務費用支出	12,747,749
人件費支出	4,169,876
物件費等支出	7,658,786
支払利息支出	407,661
その他の支出	511,426
移転費用支出	22,558,353
補助金等支出	17,702,705
社会保障給付支出	4,841,911
その他の支出	13,737
業務収入	38,003,240
税収等収入	21,631,843
国県等補助金収入	13,114,598
使用料及び手数料収入	2,469,048
その他の収入	787,751
臨時支出	18,247
災害復旧事業費支出	12,771
その他の支出	5,476
臨時収入	13,604
<b>業務活動収支</b>	<b>2,692,495</b>
<b>【投資活動収支】</b>	
投資活動支出	2,774,046
公共施設等整備費支出	2,526,769
基金積立金支出	247,277
投資及び出資金支出	0
貸付金支出	0
その他の支出	0
投資活動収入	1,124,155
国県等補助金収入	770,449
基金取崩収入	229,709
貸付金元金回収収入	0
資産売却収入	1,511
その他の収入	122,486
<b>投資活動収支</b>	<b>△ 1,649,891</b>
<b>【財務活動収支】</b>	
財務活動支出	4,269,271
地方債等償還支出	3,932,854
その他の支出	336,417
財務活動収入	3,133,001
地方債等発行収入	2,858,800
その他の収入	274,201
<b>財務活動収支</b>	<b>△ 1,136,270</b>
<b>本年度資金収支額</b>	<b>△ 93,666</b>
<b>前年度末資金残高</b>	<b>2,397,771</b>
<b>本年度末資金残高</b>	<b>2,304,105</b>

前年度末歳計外現金残高	334,482
本年度歳計外現金増減額	20,464
本年度末歳計外現金残高	354,946
本年度末現金預金残高	2,659,051

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、不明なものは、再調達原価としています。ただし、橋梁、港湾等の敷地のうち、取得原価が不明なものは備忘価額1円としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

ア 満期保有目的以外の有価証券のうち市場価値のないもの 取得原価

イ 出資金のうち市場価値のないもの 出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法 定額法による

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去3年間の平均徴収不能率により、徴収不能見込額を計上しています。

イ 賞与等引当金

職員に対する賞与等の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、財務書類作成基準日に発生していると認められる額を計上しています。

ウ 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務書類作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

#### (5) 資金収支計画書における資金の範囲

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

#### (6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、水道事業会計については、税抜方式によっています。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額等を相殺消去した金額を表示しています。

イ 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

### 2 重要な会計方針の変更等 該当はありません。

### 3 重要な後発事象 該当はありません。

### 4 偶発債務 該当はありません。

### 5 追加情報

対象とする会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計、個別排水処理施設整備事業特別会計、土地取得特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計です。